

(保 216)

平成 24 年 1 月 5 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

支払基金における突合点検、縦覧点検の実施に関する
被災地の対応について

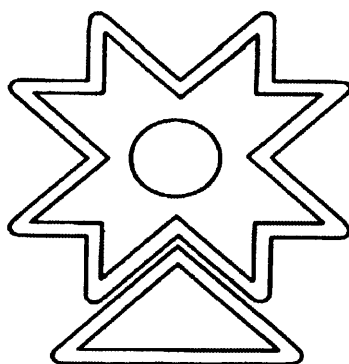
支払基金における突合点検、縦覧点検が平成 24 年 3 月審査分から実施されることとなりました旨、平成 23 年 12 月 15 日付け（保 199）にてご連絡申し上げたところでございます。

その中で、日本医師会が改善を求めていた課題のうち“協議中”とご連絡申し上げておりました被災地の医療機関に対する猶予措置につきましては、その後、平成 23 年 12 月 19 日に開催されました支払基金理事会におきまして、「当面、6 月間猶予し、平成 24 年 9 月診療分から開始するかは改めて協議して決定する」こととなりましたので、取り急ぎご報告申し上げます。

(添付資料)

1. 「支払基金サービス向上計画」の第 1 次フォローアップ（平成 23 年度）
(平成 23 年 12 月 20 日 支払基金)

「支払基金サービス向上計画」の 第1次フォローアップ (平成23年度)



平成23年12月20日

社会保険診療報酬支払基金

ロ 突合点検及び縦覧点検の実施

- 支払基金サービス向上計画では、平成23年4月、従前の単月点検⁹のほか、新規の突合点検¹⁰及び縦覧点検¹¹を実施する旨を盛り込んだ。
- この点、平成23事業年度一般会計事業計画では、
 - ① 平成23年4月以降、従前の単月点検のほか、新規の突合点検及び縦覧点検を順次実施する¹²旨
 - ② 突合点検及び縦覧点検の実施方法について、あらかじめ、問題点を明らかにしつつ、関係者の理解を得る旨を盛り込んだ。
- その後、平成23年3月における東日本大震災の発生を受けて、その対応を優先するため、平成23年4月、突合点検及び縦覧点検の開始時期を延期するものとした。
- この間、突合点検において、処方又は調剤が不適切であるために査定を実施するに当たり、その責が病院若しくは診療所又は薬局のいずれにあるかを確認し、それに応じて診療報酬の支払を調整する方法について、診療担当者団体等と協議した。

⁹ 単月点検とは、各月のレセプトを単独で点検する審査をいう。

¹⁰ 突合点検とは、処方せんを発行した病院又は診療所に係る医科・歯科レセプトと調剤を実施した薬局に係る調剤レセプトを患者単位で照合する審査をいう。

¹¹ 縦覧点検とは、同一の医療機関が同一の患者に関して月単位で提出したレセプトを複数にわたって照合する審査をいう。

¹² 当時、

① 平成23年4月、医科に係る突合点検並びに医科及び歯科に係る縦覧点検（入院分と外来分との通覧点検を除く。）

② 平成23年7月、歯科に係る突合点検並びに医科及び歯科に係る入院分と外来分との通覧点検を開始する予定であった。

- その結果に基づき、突合点検において、処方又は調剤が不適切であるために査定を実施するに当たっては、
 - ① 請求翌月に請求どおりの診療報酬の支払を実施した上で、請求翌々月に診療報酬の支払を調整する
 - ② この間、病院又は診療所の申出を受けて、薬局より処方せんを取り寄せることにより、処方又は調剤のいずれが不適切であるかを確認する取扱いとする旨の結論を得た。

- このため、平成23年12月、保険者及び医療機関に周知した上で、平成24年3月審査分より、突合点検及び縦覧点検を開始するものとした。

- ただし、診療担当者団体等と協議した結果に基づき、東日本大震災に係る被災地域である岩手県、宮城県及び福島県に所在する医療機関に対しては、突合点検及び縦覧点検について、当面、6月間にわたり、実施を猶予し、平成24年9月審査分より、開始するものとする。これについては、平成24年6月に開催される理事会で協議して決定し、保険者及び医療機関に周知するものとする。

- また、今後とも、突合点検及び縦覧点検の実施方法について、それらの実施状況を踏まえ、必要に応じて随時に見直すものとする。

- なお、平成23年7月、ワイド画面を活用した画面審査システムに移行した。